

公的年金からの特別徴収制度が始まります

年金受給者の納税の利便性向上のため、住民税の公的年金からの特別徴収が10月から始まります。

年金受給者の利便性が向上

高齢化社会の進展により、公的年金を受給する高齢者が増加している中、年金受給者の納税の利便性向上を図るため、住民税の公的年金からの特別徴収が導入されます。これにより、これまで市役所の窓口や金融機関で納めていた住民税を、年金からの引き落とし(特別徴収)により自動的に納付できるようにになります。

10月以降支給される年金から
この制度は、平成21年度から施行され、今年の10月以降に支払われる公的年金から特別徴収が始まります。現在、納付書または口座振替(普通徴収)で納付している住民税が、公的年金から差し引かれることとなります。

65歳以上の人が対象

対象は、住民税の納税義務者で、

前年中に公的年金の支払いを受けた人のうち、今年の4月1日現在、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の人は、特別徴収の対象となります。

次の方は特別徴収の対象となりませんので注意してください。
○老齢基礎年金などの年額が18万円未満の人
○特別徴収税額が老齢基礎年金などの年額を超える人
○介護保険料が年金から引き落とされない人

特別徴収する税額
特別徴収の対象となる税額は、公的年金の所得に係る住民税の所得割額と均等割額です。公的年金以外の所得に係る住民税は、これまで通り普通徴収または給与からの特別徴収での納付となります。

ただし、この場合でも納める年税額は従来と変わりません。

特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金などの公的年金です。

65歳未満の年金受給者は、今回の改正により、年金所得に係る住民税を給与から特別徴収で

給与と年金所得がある65歳未満の年金受給者の人は、これまで住民税が給与から特別徴収されていた場合でも、年金所得に係る住民税については、納付書または口座振替(普通徴収)で納めることとなります。

ただし、この場合でも納める年税額は従来と変わりません。

特別徴収の対象税額と納付

特別徴収を開始する年度の納付

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

○年度前半に、年税額の4分の1ずつを6・8月に普通徴収により納付

○年度後半に、年税額から普通徴収額を控除した額を10・12・2月の老齢基礎年金などから特別徴収により納付

2年目以降の納付

特別徴収					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の10月から2月までに徴収した額の3分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつ		

○4・6・8月に、前年度の10月から2月までに特別徴収された額の3分の1ずつを、10・12・2月に、年税額から仮徴収された額を控除した額の3分の1ずつを老齢基礎年金などから特別徴収により納付

特別徴収の例

収入が公的年金のみで、平成21年4月1日に65歳以上の人の場合

平成21年度の住民税の年税額が36,000円

平成22年度の住民税の年税額が30,000円

平成21年度(特別徴収・初年度)年税額36,000円(普通徴収18,000円+特別徴収18,000円)

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円
年税額の半分(18,000円)を2回に分けて個人で納付		年税額の残り(18,000円)を3回に分けて年金から引き落とし		

平成22年度(特別徴収・2年目)年税額30,000円(特別徴収18,000円+特別徴収12,000円)

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
6,000円	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円
前年度の10月から2月までに特別徴収された額に相当する額を3回に分けて引き落とし			年税額から仮徴収で特別徴収した額を差し引いた額を3回に分けて引き落とし		

特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金などの公的年金です。

65歳未満の年金受給者は

今回の改正により、年金所得に係る住民税を給与から特別徴収で

給与と年金所得がある65歳未満の年金受給者の人は、これまで住民税が給与から特別徴収されていた場合でも、年金所得に係る住民税については、納付書または口座振替(普通徴収)で納めることとなります。

ただし、この場合でも納める年税額は従来と変わりません。

※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。